

高松市校務・教育用パソコン等賃貸借契約書

機器名及び数量	別表1のとおり
納入場所	高松市総合教育センターが指定する場所
賃貸借期間	令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（60月）
賃貸借料	<p style="text-align: center;">総 額</p> <p style="text-align: center;">月額賃借料</p> <p style="text-align: center;">令和8年度</p> <p style="text-align: center;">令和9年度</p> <p style="text-align: center;">令和10年度</p> <p style="text-align: center;">令和11年度</p> <p style="text-align: center;">令和12年度</p> <p style="text-align: center;">令和13年度</p> <p style="text-align: right;">（消費税及び地方消費税込み）</p>
契約保証金	要する（ただし、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第24条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。）
その他の事項	<p>高松市（以下「賃借人」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「売主」という。）とは、この機器等の賃貸借及び売主が責任をもって〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「賃貸人」という。）をして賃貸を履行させることについて、地方自治法、地方自治法施行令及び高松市契約規則並びに次の条項によって契約を締結した。</p> <p>この契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。</p> <p style="margin-left: 40px;">令和〇年〇月〇日</p> <div style="margin-left: 100px;"> <p>賃借人 高松市 高松市長 大西秀人 印</p> <p>売主 所在地 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>賃貸人 所在地 商号又は名称 代表者氏名 印</p> </div>

備考 約款、特約事項、別表、個人情報取扱特記事項等を添付する。

約款

(総則)

第1条 賃借人、売主、賃貸人は、契約書記載の契約対象物件（以下「機器等」という。）の賃貸借契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（これらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下単に「仕様書」という。）に従い、法令等を遵守し、この契約を履行しなければならない。なお、賃貸人が本契約を履行しない場合、売主が責任をもってこれを履行するものとする。

(賃貸料)

第2条 賃貸料は頭書記載の金額とする。ただし、賃貸借期間に1か月未満の端数が生じた場合は、当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出する。

2 賃貸料に含まれる消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

3 消費税及び地方消費税額の算出に際して1円未満の端数が生じた場合は当該端数は切り捨てる。

(賃貸料の請求及び支払)

第3条 賃貸人は、毎月初めに前月分の賃借料等を賃借人に請求するものとする。賃借人は、請求書を受領した日から30日以内に、賃貸人に支払う。

2 賃借人の責に帰する事由により、前項の期間内に支払がなかった場合は、賃貸人は、その請求金額につき、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を賃借人に請求することができる。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(賃貸人の所有権の表示)

第4条 賃貸人は、機器等に賃貸人の所有に属する旨の表示をすることができる。

2 賃借人は、前項の表示を汚染したり、取外してはならない。

(機器の保守)

第5条 売主及び賃貸人は、機器等が正常に動作するよう、売主及び賃貸人の負担において、別添仕様書に基づき調整、修理又は部品の交換等、所要の保守をしなければならない。

2 保守に当たり必要とする電力、消耗品等は、賃借人の負担とする。

(他の機械器具の取付、機器の改造、移転)

第6条 賃借人は、次に定める事項については、あらかじめ売主及び賃貸人の文書による承諾を必要とする。

(1) 機器に他の機械機具を取り付ける場合

- (2) 機器を改造する場合
- (3) 機器を当初記載の据置場所から移転する場合

2 前項の場合に要する費用は、いずれも賃借人の負担とする。

(善良なる管理者の注意等)

第7条 賃借人は、機器の設置場所をあらかじめ機器製造会社の定める基準により機器のために良好な環境に保持すること等、善良なる管理者の注意をもって機器を管理する。

2 賃借人は、機器の使用に際しては、それらに添付される取扱説明書等に定める通りの用法及び用途のみ使用する。

(売主及び賃貸人の責任制限)

第8条 売主及び賃貸人は、ソフトウェアに起因する機器の動作停止、故障、事故等によって賃借人に生じた損害については、一切責任を負わない。

(保険)

第9条 賃貸人は、機器に動産総合保険を付保し、その保険料は賃貸人が負担する。

2 動産総合保険が適用されない事故が発生した場合、賃借人の故意・過失の場合を除き、売主及び賃貸人の負担で現状復帰する。

(立入権及び秘密保持)

第10条 売主及び賃貸人は、機器等の設置、保守、調整、管理等のため、機器の設置場所に立入ることができる。

2 前項の立入に際して知得した賃借人の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。契約期間終了後又はこの契約を解除した後も、同様とする。

3 売主及び賃貸人は、この契約による事務を処理するため個人情報を取扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(通知義務)

第11条 次の場合、賃借人は、遅滞なく売主及び賃貸人に通知しなければならない。

- (1) 機器につき、売主及び賃貸人の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はその恐れがあるとき
- (2) 機器につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき

(契約の解約)

第12条 賃借人は、機器等の全部又は一部を解約しようとする場合は、解約しようとする日の3か月前までに賃貸人に文書にて申出る。

(機器の返還)

第13条 賃借人は、この契約が解約されたとき及び賃貸借期間が満了したときは、機器等を賃貸人に返還するものとする。

2 賃借人は、機器等の返還が完了するまで、善良なる管理者の注意をもって機器等を管理しなければならない。

3 機器等の引取、及びこれに伴う経費は、売主及び賃貸人の負担とする。

4 機器等の引取後の設置場所の修復費用は、賃借人の負担とする。

(協議)

第14条 この契約に定めない事項又は契約事項及び特約事項の履行について疑義を生じた場合は、賃借人、売主、賃貸人で協議して決定する。

特約事項

(総則)

第1条 貸貸人は、売主が納入した仕様書に掲げる機器等を、この契約書に定める貸貸借期間、仕様書に基づいて賃借人に貸与するものとし、賃借人は、この貸貸料を賃借人に支払うものとする。

2 この契約の履行に関して賃借人、売主、貸貸人との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

3 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

(催告等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下この条において「催告等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、賃借人、売主、貸貸人は、催告等を口頭で行うことができる。この場合において、賃借人、売主、貸貸人は、既に行った催告等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、催告等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

4 賃借人、売主、貸貸人は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 売主及び貸貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 売主及び貸貸人は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 貸貸人が各月に支払われる賃借料によってもなお業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、賃借人は、特段の理由がある場合を除き、貸貸人の賃借料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 賃借人は、前項に規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、賃借料債権の譲渡により得た資金をこの業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を賃借人に提出しなければならない。

(履行遅延の場合における遅延損害金)

第4条 売主及び貸貸人の責めに帰すべき事由により貸貸借期間の始期に機器等を使用することができない場合で当該始期後に使用することのできる見込みがあると認めるときは、賃借人は、売主及び貸貸人から遅延損害金を徴収してその期限を延長することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、契約金額につき延長日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定めて算出した額とする。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(契約の保証)

第5条 売主及び貸貸人は、高松市契約規則の規定により公告その他の契約の申込みの誘引において賃借人から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を賃借人に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は賃借人が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、契約金額を1年当たりの額に換算した額の10分の1以上としなければならない。

3 売主及び貸貸人が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第3項各号に規定する者による契約の解除に伴う損害についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、売主及び貸貸人が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額を1年当たりの額に換算した額の10分の1に達するまで、賃借人は、保証の額の増額を請求することができ、売主及び貸貸人は、保証の額の減額を請求することができる。

(情報セキュリティ)

第6条 売主及び貸貸人は、業務の範囲において、高松市が定める情報セキュリティ方針(基本方針及び対策基準。以下単に「情報セキュリティ方針」という。)を遵守しなければならない。

2 賃借人は、業務遂行上の必要から、売主及び貸貸人に対し、情報にアクセスさせる場合、情報の種類ごとのアクセス許可を明確にし、情報セキュリティ方針を遵守したアクセス方法を明確にする。また、アクセスの監視、管理を行う。

(事故等の報告)

第7条 売主及び貸貸人は、事故等の発生により契約の履行に障害を生じ、又は生じる恐れのあると認められるときは、直ちに理由を付して賃借人に報告しなければならない。

2 賃借人は、事故等が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約不適合責任)

第8条 売主及び貸貸人は、貸貸借期間の始期までに、賃借人の指示した設置場所へ機器等を設置し、賃借人は、設置された機器等の検査を貸貸借期間の始期までに行い、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)でないときは引渡しを受けるものとする。

2 賃借人は、設置された機器等が契約不適合であるときは、売主及び貸貸人に対し、その修補、代替物の設置又は不足物の設置による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、賃借人は、履行の追完を請求することができない。

3 前項の場合において、売主及び貸借人は、賃借人に不相当な負担を課するものでないときは、賃借人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4 第2項の場合において、賃借人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、賃借人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 売主及び貸借人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 機器等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主及び貸借人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、賃借人がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(仕様書の変更)

第9条 賃借人は、必要があると認める場合には仕様書の変更内容を売主及び貸借人に通知して仕様書を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、賃借人、売主、貸借人とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の仕様書の変更により売主及び貸借人が損害を受けたときは、賃借人は、その損害を賠償しなければならない。その額については、賃借人と売主及び貸借人とが協議して定める。

(賃借人の任意解除権)

第10条 賃借人は、機器等の設置が完了するまでの間は、第3条又は第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより売主及び貸借人に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(賃借人の請求による貸借期間の短縮)

第11条 賃借人は、特別の理由により貸借期間を短縮する必要があるときは、貸借期間の短縮変更を売主及び貸借人に請求することができる。

2 賃借人は、前項の場合において、必要があると認められるときは、賃借料の額を変更し、又は売主及び貸借人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第12条 売主及び貸借人は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、き然として拒否し、その旨を速やかに賃借人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに賃借人に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、売主及び貸借人に報告するよう当該

業者を指導し、その報告を受けたときは、賃借人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第14条第9号及び第11号において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号並びに第14条第9号において同じ。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。第14条第11号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。
- (2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(売主及び賃借人の催告による解除権)

第13条 賃借人は、売主及び貸借人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第3条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき
- (2) 正当な理由なく、機器等の設置に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 貸借期間の始期までに機器等の設置が完了しないとき又は貸借期間の始期後相当の期間内に機器等の設置を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 正当な理由なく、第8条第2項の履行の追完をしないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(売主及び賃借人の催告によらない解除権)

第14条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 売主及び貸借人が第3条第1項の規定に違反し、賃借料債権を譲渡したとき。
- (2) 売主及び貸借人が第3条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金をこの業務の履行以外に使用したとき。
- (3) 売主及び貸借人が機器等を設置せず、貸借期間の始期に機器等を使用することができないことが明らかであるとき。
- (4) 設置された機器等に契約不適合があるとき。
- (5) 売主及び貸借人が機器等の設置及び貸借の債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (6) 売主及び貸借人の債務の一部の履行が不能である場合又は売主及び貸借人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 機器等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主及び貸借人が履行をしないでその時期を経

過したとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、売主及び貸貸人がその債務の履行をせず、借借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 売主及び貸貸人が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に賃借料債権を譲渡したとき。
- (10) 売主及び貸貸人が第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 売主及び貸貸人が、次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（売主及び貸貸人の代表役員等（売主及び貸貸人が個人である場合にはその者を、売主及び貸貸人が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時機器等の賃貸借等に係る契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 再委託契約又は資材等の購入契約（以下「再委託契約等」という。）を締結する場合等において、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、再委託契約等を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約等を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）において、借借人が当該再委託契約等を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

キ この契約に関し、売主及び貸貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は売主及び貸貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が売主及び貸貸人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

ク この契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が売主及び貸貸人又は売主及び貸貸人が構成事業者である事業者団体（以下このク及びケにおいて「売主等」という。）に対して行われたときは、売主等に対する命令で確定したものをいい、売主等に対して

行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。ケにおいて「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ケ この契約に関し、納付命令又は排除措置命令により、売主等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

コ この契約に関し、売主及び貸貸人（法人にあつては、その役員及び使用人を含む。）サにおいて同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

サ この契約に関し、売主及び貸貸人の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（借借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条 借借人は、第13条各号又は前条各号に定める場合が借借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（売主及び貸貸人の催告による解除権）

第16条 売主及び貸貸人は、借借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（売主及び貸貸人の催告によらない解除権）

第17条 売主及び貸貸人は、借借人が第9条の規定により契約金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（売主及び貸貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第16条又は前条に定める場合が売主及び貸貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売主及び貸貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（借借人の損害賠償請求等）

第19条 借借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 売主及び貸貸人が機器等を設置せず、契約期間の始期に機器等を使用することができないとき。
- (2) 設置された機器等に契約不適合があるとき。
- (3) 第13条又は第14条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、売主及び貸貸人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、売主及び貸貸人は、契約金額を1年当たりの額に換算した額の10分の1に相当する額を違約金として借借人の指定する期間内に支払わなければ

ばならない。

- (1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。ただし、第14条第11項キからコのいずれかの規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の総額の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。
- (2) 売主及び賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は売主及び賃貸人の責めに帰すべき事由によって売主及び賃貸人の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 売主及び賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 売主及び賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 売主及び賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして売主及び賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、賃借人が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合を乗じて算出した額とする。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第20条 売主及び賃貸人は、第14条第11項キからコまでのいずれかに該当するときは、賃借人がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の総額の10分の2に相当する額を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、賃借人に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、賃借人がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(売主及び賃貸人の損害賠償請求等)

第21条 売主及び賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に該当する場合はこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(賠償金等の徴収)

第22条 売主及び賃貸人がこの契約に基づく賠償金、遅延損害金又は違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃借人は、その支

払わない額に賃借人の指定する期間を経過した日からその支払の日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合で計算した利息を付した額と、賃借人の支払うべき賃借料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定による追徴をする場合には、賃借人は、売主及び賃貸人から遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合で計算した額の延滞金を追徴する。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(契約不適合責任期間)

第23条 賃借人は、第8条第1項の規定により引渡しを受けた機器等が種類又は品質に関して契約不適合であることを知った日から1年以内にその旨を売主及び賃貸人に通知しないときは、賃借人は、その契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、契約の解除又は損害賠償の請求(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 賃借人は、請求等を行うときは、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、売主及び賃貸人に契約不適合についての責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 賃借人が第1項に規定する請求等が可能な期間(以下この項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を売主及び賃貸人に通知した場合において、売主及び賃借人が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 前3項の規定は、契約不適合が売主及び賃貸人の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する売主及び賃貸人の責任については、民法の定めるところによる。

5 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

6 賃借人は、設置された機器等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに売主及び賃貸人に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、売主及び賃貸人がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

7 賃借人は、引き渡された機器等の契約不適合が賃借人の指示により生じたものであるときは、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、売主及び賃貸人がその指示が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(危険負担)

第24条 機器等が滅失・毀損した場合、賃借人の故意・過失の場合を除き、売主及び賃貸人が損害を負担する。

(機器等の撤去)

第25条 売主及び賃貸人は、賃貸借期間の満了又は契約の解除のときは、機器等を売主及び賃貸人の経費負担で速やかに撤去しなければならない

い。

(合意管轄)

第26条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、被告の本庁(本店)所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び高松市（以下「発注者」という。）の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高松市条例第37号）その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に届け出なければならない。

2 受注者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。

3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、この契約による業務の着手前に書面により発注者に届け出なければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。

3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約による業務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は契約解除された後も同様とする。

2 前項について、受注者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(個人情報の受領)

第7条 受注者は、発注者から個人情報を受領する場合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

第8条 受注者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、次項の発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに個人情報の取扱い状況についての再委託先に対

する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により再委託する旨を発注者に申請しなければならない。

- 3 前項の承認を得た場合においては、受注者は発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を発注者に対して報告しなければならない。
- 5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受注者は、個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (4) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複写し、又は複製しないこと。
- (8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 受注者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、発注者の指定した方法により、個人情報を返還し、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の

物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

- 4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

第15条 発注者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受注者及び再委託先に対して、監査又は実地検査(以下「監査等」という。)を行うことができる。

- 2 受注者は、発注者が前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示を行った場合は、これに応じなければならない。
- 3 発注者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受注者に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

第16条 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他必要な事項を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することがある。この場合において、受注者は、発注者が受注者から報告を受けた内容を公表することに同意するものとする。

(契約解除)

第17条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(第3条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受注者 住 所
事業者名
代表者名 印
電話番号

個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届
(新規/変更 (年 月 日))

に係る作業責任者及び作業従事者について、次の
とおり届けます。

1 作業責任者

所属部署	役 職	氏 名 (変更前)

2 作業従事者_名

所属部署	役 職	氏 名 (変更前)

※ 変更の届出の際は、氏名欄に () を追加し変更前の作業責任者等の氏名を記載してください。

(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受注者 住 所
事業者名
代表者名 印
電話番号

個人情報を取扱う場所に関する届
(新規/変更 (年 月 日))

に係る作業場所について、次のとおり届けます。

所在地番・建物の名称等 (変更前)	作業の内容 (変更前)

※ 変更の届出の際は、() を追加し変更前の状況をそれぞれ記載してください。

(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受注者 住 所
事業者名
代表者名 印
電話番号

個人情報預り証

に係る個人情報を次のとおり受領いたします。

<p>個人情報の内容 ※媒体名・数量・資料 名・情報の詳細等</p>	
--	--

(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受注者 住 所
事業者名
代表者名 印
電話番号

再委託承認申請書

に係る業務の一部を他の事業者へ委託したいので、
次のとおり申請します。

委託先住所及び名称等	【住所】 【事業者名】 【代表者名】
委託する理由	
委託して処理する内容	
委託先が取り扱う個人情報	
委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに委託先に対する管理及び監督の方法	

(第13条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受注者 住 所
事業者名
代表者名 印
電話番号

個人情報の消去又は廃棄の完了報告書 (消去/廃棄)

に係る個人情報の消去又は廃棄を完了しましたので、次のとおり報告します。

消去又は廃棄の内容	【対象の個人情報】 【方法】
消去又は廃棄を行った日時	
作業担当者名	

(第16条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受注者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

事故報告書

について、個人情報の漏えい等の事故が（発生しました／発生するおそれがあります）ので、次のとおり報告します。

発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
発生状況	
対象個人情報の内容及び件数	